

## 令和7年度の主な変更点（予定）

変更点以外の詳細などは、受験案内をご確認ください。

### 大卒程度等採用試験

#### 消防区分が一部統合されます！

消防【一般】区分と消防【専門】区分を統合します。なお、第一次試験科目は**教養試験のみ**となります。

令和6年度（旧）		⇒	令和7年度（新）	
試験区分	第一次試験科目		試験区分	第一次試験科目
消防【一般】	教養		消防	教養
消防【専門】	専門（科目選択）			

※ 消防区分で入庁した場合においても、本人の適性や希望等に応じて、「土木」「建築」「化学」「電気」などの専門分野を活かしたキャリアに進むこともできます。

### 高校卒程度、免許資格職など採用試験

#### 教養、論文（または作文）を一部廃止し、チャレンジしやすい試験に！

##### 教養、論文（または作文）試験を廃止する区分

土木、機械、電気、水道技術、保育士、司書、  
栄養士、学校栄養

※水道技術は従前より作文試験を実施していません。  
※保育士は従前より教養試験を実施していません。

##### 試験科目

第一次試験 専門  
第二次試験 面接

##### 作文試験を廃止する区分

消防

※消防（救急救命士）は従前より作文試験を実施していません。

##### 試験科目

第一次試験 教養  
第二次試験 面接等

※ 事務は例年通り実施予定です。

#### 試験科目

試験区分	試験科目	第一次		第二次	
		教養	専門	論文 (作文)	面接
事務		○	—	○	○
土木、機械、電気、水道技術、 保育士、司書、栄養士、学校栄養		—	○	—	○
消防、消防（救急救命士）		○	—	—	○※

※ 消防、消防（救急救命士）は、第二次試験で面接の他、グループワーク、体力検査を実施

## 社会人採用試験【春実施枠】・社会人採用試験

※就職氷河期世代を対象とした採用試験は社会人採用試験に統合します

### 職務経歴の通算可能な継続年数を緩和します！

就職氷河期世代を対象とした採用試験を既存の社会人採用試験へ統合し、職務経歴の通算可能な継続年数を緩和します！

令和6年度（旧）	令和7年度（新）
通算可能継続年数	通算可能継続年数
2年	1年

※ 社会福祉、保健師、衛生監視員（獣医師免許所持者）、保育士は従前より通算可能継続年数は1年です。

## 社会人採用試験

### 社会福社區分の受験資格を緩和します！

社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受ける前の、社会福祉施設等における相談援助に関する職務経歴についても受験資格に含めることが可能になりました！

令和6年度（旧）	令和7年度（新）
社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受けた後、社会福祉施設等における相談援助に関する職務経歴を直近7年中5年以上有する者	社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を申込み締切までの間に受け、社会福祉施設等における相談援助に関する職務経歴を直近7年中5年以上有する者

※ その他年齢要件があります。

## 大卒程度等採用試験【大学等推薦枠】

### 「大学等の推薦を活用した新たな採用試験」を実施します！

横浜市では、就職活動の早期・長期化への対応及び就職活動による学生の負担軽減を目的として、従来実施してきた試験に加え、一部の技術職を対象に大学等からの推薦を活用した新たな採用試験を実施します。

#### 試験概要

試験区分	年齢要件※ <sup>1</sup>	受験資格※ <sup>2</sup>
土木、機械、電気	20歳から30歳まで	所属している大学等※ <sup>3</sup> からの推薦を取得する見込みである者

※<sup>1</sup> 年齢要件は、令和9年4月1日時点のものです。

※<sup>2</sup> 最終合格後に推薦状及び成績証明書の提出を必須とし、提出ができない場合は採用されません。

※<sup>3</sup> 大学院及び高等専門学校を含みます。

\* 採用時期は令和9年4月1日です。

\* 令和8年度に横浜市人事委員会が実施する他試験との併願は原則不可です。

\* 試験の詳細は、10月公表予定の受験案内を御確認ください。

#### 試験科目

実施試験	試験科目
第一次試験	書類選考（エントリーシート）
第二次試験	面接